

## 議案第10号

大網白里市下水道事業の設置等に関する条例の制定について  
大網白里市下水道事業の設置等に関する条例を次のように制定する。

令和元年8月30日提出

大網白里市長 金坂昌典

### 大網白里市下水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）の規定に基づき、大網白里市下水道事業の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(下水道事業の設置)

第2条 市民の公衆衛生の向上、生活環境の保全及び公共用水域の水質保全に資するため、公共下水道事業、農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント事業（以下「下水道事業」という。）を設置する。

2 下水道事業の主たる事務所は、大網白里市四天木556番地2に置く。

(地方公営企業法の適用)

第3条 法第2条第3項及び令第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第4条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営しなければならない。

2 下水道事業の施設及び区域は、次の各号に掲げる下水道事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 公共下水道事業 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により策定した事業計画に定める施設及び区域

(2) 農業集落排水事業 大網白里市農業集落排水処理施設条例（平成10年条例第4号）第3条第2項に規定する施設及び同条例第4条の規定により告示した区域

(3) コミュニティ・プラント事業 大網白里市コミュニティ・プラント条例（平成12年条例第22号）第3条第2項に規定する施設及び同条例第4条の規定により告示した区域

（組織）

第5条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定により、下水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定により、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に属する事務を処理させるため、下水道課を置く。

（利益の処分）

第6条 下水道事業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもって当該欠損金を補填し、なお利益に残額があるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により処分するものとする。

(1) 減債積立金を使用して企業債を償還した場合 当該使用した減債積立金の額に相当する額を資本金に組み入れる方法

(2) 建設改良積立金を使用して建設又は改良を行った場合 当該使用した建設改良積立金の額に相当する額を資本金に組み入れる方法

(3) 災害準備積立金を使用して災害復旧のための建設又は改良を行った場合 当該使用した災害準備積立金の額に相当する額を資本金に組み入れる方法

(4) 前各号に定める方法により処分をし、なお利益に残額（以下「補填残額」という。）があるときは、補填残額の20分の1を下らない金額をそれぞれ減債積立金、建設改良積立金及び災害準備積立金として積み立て、なお利益に残額があるときは、当該残額の全部又は一部を利益積立金として積み立てるものとする。

2 前項第4号の規定による減債積立金の積立は、企業債の額に達するまで行うものとする。この場合において、同号の規定により補填残額の20分の1を減債積立金として積み立てることにより、減債積立金の積立額の総額が企業債の額を超えることとなるときは、同号の規定にかかわらず、企業債の額に達するまでの額を減債積立金として積み立てるものとする。

3 第1項に規定する減債積立金、建設改良積立金、災害準備積立金及び利益積立金は、次の各号に掲げる積立金の区分に応じ、当該各号に定める目的のため積み立てるものとし、あらかじめ議会の議決を経た場合を除き、当該各号に定める目的以外の用途に使用することができない。

(1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的

(2) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的

(3) 災害準備積立金 災害復旧に充てる目的

(4) 利益積立金 欠損金を補填する目的

(資本剰余金)

第7条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額）を控除した金額を帳簿原価（減価償却を行う固定資産を取得したときにおいて、当該固定資産を示す勘定に計上する価額をいう。）とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失を補填することができる。

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する職員の賠償責任の免除)

第9条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)

第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第10条 法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの
- (2) 市がその当事者である和解で、その目的物の価額が100万円以上のもの
- (3) 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が100万円以上のもの

(業務状況説明書の作成)

第11条 管理者は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類(以下「業務状況説明書」という。)を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務状況説明書を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務状況説明書には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する業務状況説明書にあつては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する業務状況説明書にあつては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概要
- (2) 経理の状況
- (3) 前各号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 管理者は、災害その他やむを得ない理由により、第1項に定める期日までに業務状況説明書を作成することができないと認めるときは、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(大網白里市農業集落排水事業受益者分担金基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止)

- 2 大網白里市農業集落排水事業受益者分担金基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成8年条例第4号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例第11条の規定は、令和2年度以降の業務状況説明書について適用し、令和元年度以前の業務状況説明書については、なお従前の例による。

(大網白里市課設置条例の一部改正)

- 4 大網白里市課設置条例(昭和46年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中 「都市整備課  
下水道課」 を「都市整備課」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「次の」の次に「各号に掲げる」を加え、同条第17号を削る。

(大網白里市特別会計条例の一部改正)

- 5 大網白里市特別会計条例(昭和61年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とする。

(大網白里市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

- 6 大網白里市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(平成2年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改める。

第3条第1項及び第2項、第6条、第7条第1項及び第3項、第8条、第9条第2項、第10条並びに第11条中「市長」を「管理者」に改める。

第12条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

(大網白里市下水道条例の一部改正)

7 大網白里市下水道条例(平成2年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改め、同条第4号中「市長」を「管理者」に改める。

第6条第1項及び第2項、第7条第1項及び第2項、第12条第1項並びに第14条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

第15条第1項中「市」を「管理者」に改め、同条第2項及び第4項中「市長」を「管理者」に改める。

第17条第1項各号及び第2項、第18条、第19条各号列記以外の部分及び第3号、第20条第1項、第22条から第24条まで、第25条第1項及び第2項並びに第25条の2中「市長」を「管理者」に改める。

第26条中「次の各号に掲げる者は」を「市長は、次の各号に掲げる者に対し」に改める。

第27条中「詐欺」の前に「市長は、」を加え、「者は」を「者に対し」に改める。

第28条中「法人の」の前に「市長は、」を加える。

第29条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

(大網白里市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

8 大網白里市農業集落排水事業分担金徴収条例(平成7年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第5条第1項及び第2項並びに第6条中「市長」を「管理者」に改める。

(大網白里市コミュニティ・プラント事業受益者分担金に関する条例の一部改正)

9 大網白里市コミュニティ・プラント事業受益者分担金に関する条例(平成9年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第6条及び第7条中「市長」を「管理者」に改める。

（大網白里市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

10 大網白里市農業集落排水処理施設条例の一部を次のように改正する。

第4条中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第7条、第8条各項、第12条、第13条各項、第14条第1項及び第3項、第15条第2項第2号及び第4項、第16条、第17条、第18条各号列記以外の部分及び第3号、第19条第1項、第20条並びに第21条中「市長」を「管理者」に改める。

第22条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第23条中「詐欺」の前に「市長は、」を加え、「者は」を「者に対し」に改める。

（大網白里市コミュニティ・プラント条例の一部改正）

11 大網白里市コミュニティ・プラント条例の一部を次のように改正する。

第3条の2第10号中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第4条、第7条各項、第8条各項、第12条、第13条各項、第14条第1項及び第2項、第15条第2項第2号並びに第5項前段及び後段、第16条、第17条、第18条各号列記以外の部分及び第3号、第19条第1項並びに第20条中「市長」を「管理者」に改める。

第21条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第22条中「詐欺」の前に「市長は、」を加え、「者は」を「者に対し」に改める。

（大網白里市下水道等排水設備指定工事店条例の一部改正）

12 大網白里市下水道等排水設備指定工事店条例（平成14年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管

理者」という。)」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分、第5条第1項及び第3項各号列記以外の部分並びに第6条中「市長」を「管理者」に改める。

第9条中「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改める。

第10条各号列記以外の部分及び第11条から第13条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

(大網白里市公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部改正)

13 大網白里市公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例(平成25年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「規則で」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が別に」に改め、同条第5号中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第5条第1号、第6条第2号及び第8条第5号中「規則で」を「管理者が別に」に改める。